

総行行第260号
国不入企第29号
令和4年9月22日

各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（財政担当課、入札契約担当課扱い）

総務省自治行政局行政課長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（公印省略）

事業加速円滑化国債の活用を踏まえた債務負担行為の活用による
円滑な施工確保について

公共工事の適正な入札及び契約の実施を通じて建設業の健全な発達を実現するとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等による国民の安全・安心の確保を図り、さらに「新しい資本主義」の考え方に基づく「成長と分配の好循環」を実現するためには、地方公共団体が発注する工事も含め、公共工事の円滑かつ適切な執行が図られることが重要です。

このため、「公共工事の円滑な施工確保について」（令和3年12月21日付け総行行第435号・国不入企第34号）等において、公共工事の円滑な施工確保を図るようお願いしてきたところですが、対策の更なる充実を図るため、下記の内容についても、必要に応じ取組の実施又は検討を行うようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお願いいたします。

なお、本件については別紙のとおり国土交通省地方支分部局にも周知されていますので、参考までに送付いたします。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

令和3年度補正予算（第1号）より、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく事業や大規模災害からの復旧等に関する事業のうち工期が複数年度にわたるもの（以下「複数年度事業」と総称する。）について、補正予算から契約及び支出を行う国庫債務負担行為の設定を行うこととした。また、令和4年度当初予算において、複数年度事業について、契約初年度からの支出を要しない国庫債務負担行為の設定を行うこととした（以下これらの国庫債務負担行為を「事業加速円滑化国債」という。）。

これにより、直轄事業のみならず補助事業についても、地方公共団体の要望に応じて国が事業加速円滑化国債を設定することで、地方公共団体において、次年度以降にわたる国庫負担の見通しを確保しつつ、自ら債務負担行為を設定して複数年度事業を実施することが可能となったものである。

この事業加速円滑化国債の活用により、複数年度事業の契約・完成の前倒し、計画的な事業の執行、事故繰越の縮減等の効果が見込まれ、公共工事の円滑な施工確保や着実な事業実施が図られるとともに、適正な工期の確保や施工時期の平準化にも資することとなる。

以上のこと及び国土交通省所管の個別補助事業において地方公共団体の要望に応じて事業加速円滑化国債が設定され得ることを踏まえ、債務負担行為の一層の活用を図ること。

なお、事業加速円滑化国債を活用するためには、事業加速円滑化国債が設定された年度中に工事請負契約を締結する必要があることに留意すること。